

掛川市規則第21号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免（条例第9条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当すると認める場合に限る。）における第31条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「介護保険料減額・免除（徴収猶予）申請書」とあるのは、「市長が別に定める申請書」と、同条第4項中「減額又は免除の事由が発生した日以後に到来する納期に係る当該年度分」とあるのは「令和元年度分及び令和2年度分」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例施行規則附則第3項の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日（以下「納期限等」という。）が到来する令和元年度分（資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月以前分に相当する介護保険料の納期限等が令和2年2月1日以後に設定されているときは、令和2年2月以後の分に限る。）及び令和2年度分の介護保険料（以下「対象保険料」という。）の減免に限り適用する。この場合において、納付前に申請書を提出することが困難であったと市長が認めたときは、既に納付した対象保険料であっても、減免するものとする。